

宮城県公報

行 宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

人事委員会

○人事委員会規則七〇（給料等の支給）の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七〇（勤勉手当）の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七〇（給料の調整額）の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七〇（管理職手当）の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七〇（退職手当の支給）の一部を改正する規則	七
○人事委員会規則七〇（昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則	七
○人事委員会規則七〇（地域手当）の一部を改正する規則	二七
○人事委員会規則七〇（住居手当）の一部を改正する規則	二七
○人事委員会規則七〇（特勤手当等）の一部を改正する規則	二八
○人事委員会規則七〇（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則	二八
○人事委員会規則七〇（単身赴任手当）の一部を改正する規則	二九
○人事委員会規則七〇（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する規則	二九

ページ

○人事委員会規則七〇（短時間勤務職員の給料月額等の端数計算）の一部を改正する規則	三〇
○人事委員会規則七〇（職員の手当に関する規則の一部を改正する規則）	三〇
○人事委員会規則七〇（給与条則第三十五項の規定による給料等）	三一
○人事委員会規則七〇（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則	三七
○人事委員会規則七〇（職員の自己啓発等休業に関する規則）の一部を改正する規則	三七
○人事委員会規則七〇（職員の定年等）の一部を改正する規則	三七
○人事委員会規則七〇（職員の苦情相談に関する規則）の一部を改正する規則	四〇
○人事委員会規則七〇（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部を改正する規則	四〇
○人事委員会規則七〇（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則	四〇
○人事委員会規則七〇（給料等の支給）の一部を改正する告示	四一
○人事委員会規則七〇（勤勉手当）の一部を改正する告示	四一
○人事委員会規則七〇（給料の調整額）の一部を改正する告示	四一
○人事委員会規則七〇（管理職手当）の一部を改正する告示	四一
○人事委員会規則七〇（昇格、昇給等の基準）の一部を改正する告示	四一
○人事委員会規則七〇（地域手当）の一部を改正する告示	四一
○人事委員会規則七〇（特勤手当等）の一部を改正する告示	四二
○人事委員会規則七〇（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する告示	四二
○人事委員会規則七〇（単身赴任手当）の一部を改正する告示	四二
○人事委員会規則七〇（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する告示	四三
○人事委員会規則七〇（給与条則第三十五項の規定による給料等）の一部を改正する告示	四三

部委任
 ○人事委員会の権限（職員の定年等）の一部委任の一部を改正する告示
 ○人事委員会の権限（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部の委任の一部を改正する告示

四三
 四三
 四四

人事委員会

人事委員会規則七〇（給料等の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会
 委員長 西 條 力

○人事委員会規則七一〇―二十二

人事委員会規則七一〇（給料等の支給）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七一〇（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「再任用短時間勤務職員（職員勤務時間条例第二条第三項及び学校職員勤務時間条例第三条第三項に規定する再任用短時間勤務職員）」を「定年前再任用短時間勤務職員（給与条例第五条第十一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員をいう。）は、給与条例第五条第十一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則七一〇―第九条の規定を適用する。

（雑則）

3 前項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会
 委員長 西 條 力

○人事委員会規則七一十五―四十三
 人事委員会規則七一十五（勤勉手当）の一部を改正する規則
 人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七一十五（勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員」を「給与条例第五条第十一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第九条第二項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（給与条例第五条第十一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）とみなして、改正後の規則七一―十五第六条の規定を適用する。

（雑則）

3 前項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

人事委員会規則七一十六（給料の調整額）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会
 委員長 西 條 力

○人事委員会規則七一十六―五十一

人事委員会規則七一十六（給料の調整額）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七一十六（給料の調整額）の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「（支給する職）」を付する。

第二条を次のように改める。

（支給額）

第二条 前条に定める職を占める職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額

にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

2 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 給与条例第五条第十一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 職員勤務時間条例第二条第三項又は学校職員勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

三 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用された短時間勤務職員 職員勤務時間条例第二条第四項又は学校職員勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

3 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号俸に応じた額。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額）とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第二に掲げる額

二 前項第一号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第三に掲げる額

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額を給料の調整額とする。

第二条の次に次の一条を加える。
(端数計算)

第二条の二 前条第一項、第二項及び第四項の規定による給料の調整額並びに前条第三項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。

第三条に見出しとして「(支給期間)」を付し、「前二条に定める」を「第二条第一項、第二項及び第四項の規定による」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

(給与条例附則第三十二項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額)

第三条の二 給与条例附則第三十二項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第三項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

第四条に見出しとして「(雑則)」を付する。

別表第一中「及び第二条」を「並びに第二条第一項及び第二項」に改める。

別表第二中「第一条」の下に「第三項第一号」を加える。

別表第二の次に次の別表を加える。

別表第三 調整基本額表（第二条第三項第二号関係）

イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	5,700円
2 級	6,500円
3 級	7,700円
4 級	8,300円
5 級	8,800円
6 級	9,500円
7 級	10,800円
8 級	11,800円

9 級	13,300円
10 級	15,800円

ロ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,300円
2 級	7,700円
3 級	7,800円
4 級	8,700円
5 級	9,200円
6 級	9,600円
7 級	10,400円
8 級	11,400円
9 級	12,400円

ハ 教育職給料表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	7,100円
2 級	8,300円
特 2 級	9,200円
3 級	10,200円

4 級	12,500円
-----	---------

ニ 教育職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	6,800円
2 級	8,200円
特 2 級	9,000円
3 級	10,000円
4 級	12,200円

ホ 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,600円
2 級	7,800円
3 級	8,600円
4 級	9,800円
5 級	11,600円

ヘ 医療職給料表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	8,900円
2 級	10,200円

3 級	11,900円
4 級	14,100円

ト 医療職給料表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,700円
2 級	6,500円
3 級	7,400円
4 級	7,800円
5 級	8,500円
6 級	9,500円
7 級	10,800円

チ 医療職給料表(三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,100円
2 級	7,700円
3 級	7,900円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,900円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。))附則第九条第二項に規定する暫定再任用職員(改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。))は、給与条例第五条第十一项に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))とみなして、改正後の規則七十六(以下「新規則」という。))第二条第三項の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第二条第二項及び第三項の規定を適用する。

4 給与条例第八条の規定により給料の調整を行う職(以下「給料の調整額適用職」という。))を占める職員であつて、改正法附則第四条第一項又は第六条第一項の規定により採用されたもの(以下「特定暫定再任用職員」という。))のうち、当該職に係る令和四年宮城県条例第四十九号による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和五十九年宮城県条例第三号)第三条本文に規定する年齢に達した日がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。))の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新規則第二条及び前二項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に新規則第二条第二項第一号に定める数を、同項第三号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額額の百分の二十五を超えるときは、給料月額額の百分の二十五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

5 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧条例再任用職員(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和四年宮城県条例第五十四号)第五条第十一项に規定する再任用職員をいう。以下同じ。))であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特

定暫定再任用職員（第三号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧条例再任用職員になったとした場合に旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規則七十六第二条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧条例再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなった場合にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規則七十六第二条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合
ロ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧条例再任用職員でなかった者にあつては同日に旧条例再任用職員になったとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

6 附則第二項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

人事委員会規則七十八（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会
委員長 西 條 力
○人事委員会規則七十八―六十九

人事委員会規則七十八（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七十八（管理職手当）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

管理職手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 一 前条第一項に規定する職を占める職員のうち次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第二項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第二の管理職手当欄に定める額（育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）
- 二 前条第一項に規定する職を占める職員のうち給与条例第五条第十一项に規定する定年前再任用短時間勤務職員又は育児休業法第十八条第一項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用された職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第三の管理職手当欄に定める額に、職員勤務時間条例第二条第三項若しくは第四項又は学校職員勤務時間条例第三条第三項若しくは第四項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

第二条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（給与条例附則第三十二項の規定を受ける職員を支給額）

第二条の二 給与条例附則第三十二項の規定の適用を受ける職員に対する前条の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- （暫定再任用職員に関する経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第九条第二項に規定する暫定再任用職員（同法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）に対する改正後の規則七十八第二条の規定の適用については、同条第一号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、給与条例第五条第十一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則七十八第二条の規定を適用する。

4 前二項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

人事委員会規則七—二十（退職手当の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七—二十一—十八

人事委員会規則七—二十（退職手当の支給）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）に基づき、人事委員会規則七—二十（退職手当の支給）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「附則第十八項」を「附則第三項」に改め、同条第四号中「附則第十九項」を「附則第四項」に改め、同条第五号中「附則第二十項」を「附則第五項」に改め、同条第六号中「附則第二十四項」を「附則第九項」に改め、同条第七号中「附則第二十八項」を「附則第十二項」に改める。

附則第三項中「附則第三十一項ただし書」を「附則第十四項ただし書」に改める。

様式第十号、様式第十一号及び様式第十二号中「昇給」を「昇給」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七—三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七—三十三—七十一

人事委員会規則七—三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七—三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「別表第七の二」を「別表第七の二の二」に改める。

第二十三条第四項を次のように改める。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前三項の規定により決定される号俸が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前三項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、その者の号俸を決定することができる。

第二十四条第一項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第七の二に定める降格時号俸対応表の降格後の

号俸欄に定める号俸とする。

第二十四条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号俸は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号俸でなければならない。

第三十六条第五項中「別表第七の二」を「別表第七の二の二」に改める。

別表第七の二を別表第七の二の二とし、別表第七の次に次の一表を加える。

別表第七の二 降格時号俸対応表（第二十四条関係）

行政職給表昇格降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	33	17	17	9	9	13	13	17	21
2	34	18	18	10	10	14	14	18	22
3	35	19	19	11	11	15	15	19	23
4	36	20	20	12	12	16	16	20	24
5	37	21	21	13	13	17	17	21	25
6	38	22	22	14	14	18	18	22	26
7	39	23	23	15	15	19	19	23	27
8	40	24	24	16	16	20	20	24	28
9	41	25	25	17	17	21	21	25	29

10	42	26	26	18	18	22	22	26	30
11	43	27	27	19	19	23	23	27	31
12	44	28	28	20	20	24	24	28	32
13	45	29	29	21	21	25	25	33	35
14	46	30	30	22	22	26	26	38	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43	41
16	48	32	32	24	24	28	28	45	41
17	49	33	33	25	25	29	29	45	41
18	50	34	34	26	26	30	30	45	41
19	51	35	35	27	27	31	31	45	41
20	52	36	36	28	28	32	32	45	41
21	53	37	37	29	29	34	33	45	41
22	54	38	38	30	30	36	34	45	
23	55	39	39	31	31	38	35	45	
24	56	40	40	32	32	40	36	45	
25	58	41	41	33	33	42	38	45	
26	60	42	42	34	34	44	40	45	
27	62	43	43	35	35	46	42	45	
28	64	44	44	36	36	48	47	45	
29	66	45	45	37	37	52	52	45	
30	68	46	46	38	38	56	57	45	
31	70	47	47	39	39	67	61	45	
32	72	48	48	40	40	80	61	45	
33	74	49	49	41	41	82	61	45	
34	76	50	50	42	42	84	61	45	
35	78	51	51	43	43	85	61	45	
36	80	52	52	44	44	85	61	45	
37	82	53	53	45	45	85	61	45	
38	84	54	54	46	46	85	61	45	
39	86	55	55	47	47	85	61	45	

40	88	56	56	48	48	48	85	61	
41	90	58	57	49	50	50	85	61	45
42	92	60	58	50	52	85	85	61	
43	93	62	59	51	54	85	85	61	
44	93	64	60	52	56	85	85	61	
45	93	66	63	53	58	85	85	61	
46	93	68	66	54	60	85	85		
47	93	70	69	55	62	85	85		
48	93	72	72	56	64	85	85		
49	93	76	75	57	66	85	85		
50	93	80	78	58	76	85	85		
51	93	84	81	59	88	85	85		
52	93	88	84	60	92	85	85		
53	93	93	88	61	93	85	85		
54	93	98	92	62	93	85	85		
55	93	103	97	63	93	85	85		
56	93	109	102	64	93	85	85		
57	93	115	107	65	93	85	85		
58	93	121	112	66	93	85	85		
59	93	125	113	67	93	85	85		
60	93	125	113	68	93	85	85		
61	93	125	113	69	93	85	85		
62	93	125	113	70	93				
63	93	125	113	71	93				
64	93	125	113	72	93				
65	93	125	113	73	93				
66	93	125	113	74	93				
67	93	125	113	75	93				
68	93	125	113	80	93				
69	93	125	113	85	93				

70	93	125	113	88	93														
71	93	125	113	89	93														
72	93	125	113	90	93														
73	93	125	113	91	93														
74	93	125	113	92	93														
75	93	125	113	94	93														
76	93	125	113	96	93														
77	93	125	113	97	93														
78	93	125	113	98	93														
79	93	125	113	99	93														
80	93	125	113	100	93														
81	93	125	113	101	93														
82	93	125	113	101	93														
83	93	125	113	101	93														
84	93	125	113	101	93														
85	93	125	113	101	93														
86	93	125	113	101															
87	93	125	113	101															
88	93	125	113	101															
89	93	125	113	101															
90	93	125	113	101															
91	93	125	113	101															
92	93	125	113	101															
93	93	125	113	101															
94	93	125	113																
95	93	125	113																
96	93	125	113																
97	93	125	113																
98	93	125	113																
99	93	125	113																

100	93	125	113																
101	93	125	113																
102	93	125																	
103	93	125																	
104	93	125																	
105	93	125																	
106	93	125																	
107	93	125																	
108	93	125																	
109	93	125																	
110	93	125																	
111	93	125																	
112	93	125																	
113	93	125																	
114	93																		
115	93																		
116	93																		
117	93																		
118	93																		
119	93																		
120	93																		
121	93																		
122	93																		
123	93																		
124	93																		
125	93																		

ロ 公安職給料表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受 けていた号 俸	降格後の号俸							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級

1	9	13	17	25	9	9	13	13
2	10	14	18	26	10	10	14	14
3	11	15	19	27	11	11	15	15
4	12	16	20	28	12	12	16	16
5	13	17	21	29	13	13	17	17
6	14	18	22	30	14	14	18	18
7	15	19	23	31	15	15	19	19
8	16	20	24	32	16	16	20	20
9	17	21	25	33	17	17	21	21
10	18	22	26	34	18	18	22	22
11	19	23	27	35	19	19	23	23
12	20	24	28	36	20	20	24	24
13	21	25	29	37	21	21	25	25
14	22	26	30	38	22	22	26	26
15	23	27	31	39	23	23	27	27
16	24	28	32	40	24	24	28	28
17	25	29	33	41	25	25	29	29
18	26	30	34	42	26	26	30	30
19	27	31	35	43	27	27	31	31
20	28	32	36	44	28	28	32	32
21	29	33	37	45	29	29	33	33
22	30	34	38	46	30	30	34	34
23	31	35	39	47	31	31	35	35
24	32	36	40	48	32	32	36	36
25	33	37	41	49	33	33	37	37
26	34	38	42	50	34	34	38	38
27	35	39	43	51	35	35	39	39
28	36	40	44	52	36	36	40	40
29	37	41	45	53	37	37	41	43
30	38	42	46	54	38	38	42	49

31	39	43	47	55	39	39	43	55
32	40	44	48	56	40	40	44	61
33	41	45	49	57	41	41	45	61
34	42	46	50	58	42	42	46	61
35	43	47	51	59	43	43	47	61
36	44	48	52	60	44	44	48	61
37	45	49	53	61	45	45	49	61
38	46	50	54	62	46	46	50	61
39	47	51	55	63	47	47	51	61
40	48	52	56	64	48	48	52	61
41	49	53	57	65	49	49	54	61
42	50	54	58	66	50	50	56	61
43	51	55	59	67	51	51	58	61
44	52	56	60	68	52	52	68	61
45	53	57	61	70	53	53	79	61
46	54	58	62	72	54	54	82	
47	55	59	63	74	55	55	85	
48	56	60	64	76	56	56	85	
49	57	61	65	77	57	59	85	
50	58	62	66	78	58	62	85	
51	59	63	67	79	59	65	85	
52	60	64	68	80	60	75	85	
53	61	65	69	81	61	87	85	
54	62	66	70	82	62	90	85	
55	63	67	71	83	63	93	85	
56	64	68	72	84	64	93	85	
57	65	69	73	86	65	93	85	
58	66	70	74	88	66	93	85	
59	67	71	75	90	67	93	85	
60	68	72	76	92	68	93	85	

61	69	73	77	95	69	93	85
62	70	74	78	98	70	93	
63	71	75	79	101	71	93	
64	72	76	80	104	72	93	
65	73	77	81	105	73	93	
66	74	78	82	106	74	93	
67	75	79	83	107	75	93	
68	76	80	84	116	78	93	
69	77	81	86	126	79	93	
70	78	82	88	128	80	93	
71	79	83	90	129	81	93	
72	80	84	92	129	82	93	
73	81	85	93	129	83	93	
74	82	86	94	129	84	93	
75	83	87	95	129	85	93	
76	84	88	96	129	86	93	
77	86	89	97	129	87	93	
78	88	90	98	129	88	93	
79	90	91	99	129	89	93	
80	92	92	100	129	90	93	
81	93	93	101	129	91	93	
82	94	94	102	129	92	93	
83	95	95	103	129	93	93	
84	96	96	104	129	94	93	
85	97	97	105	129	95	93	
86	98	98	106	129	96		
87	99	99	107	129	98		
88	100	100	108	129	100		
89	101	102	110	129	101		
90	102	104	112	129	101		

91	103	106	114	129	101		
92	104	108	116	129	101		
93	106	109	118	129	101		
94	108	110	120	129			
95	110	111	122	129			
96	112	112	132	129			
97	114	113	137	129			
98	116	114	138	129			
99	118	115	139	129			
100	120	116	141	129			
101	122	119	141	129			
102	124	122	141				
103	125	125	141				
104	125	128	141				
105	125	131	141				
106	125	134	141				
107	125	137	141				
108	125	140	141				
109	125	142	141				
110	125	144	141				
111	125	145	141				
112	125	145	141				
113	125	145	141				
114	125	145	141				
115	125	145	141				
116	125	145	141				
117	125	145	141				
118	125	145	141				
119	125	145	141				
120	125	145	141				

121	125	145	141						
122	125	145	141						
123	125	145	141						
124	125	145	141						
125	125	145	141						
126	125	145	141						
127	125	145	141						
128	125	145	141						
129	125	145	141						
130	125	145							
131	125	145							
132	125	145							
133	125	145							
134	125	145							
135	125	145							
136	125	145							
137	125	145							
138	125	145							
139	125	145							
140	125	145							
141	125	145							
142	125								
143	125								
144	125								
145	125								

ハ 教育職給料表(降格時号棒対応表)

降格した日の 前日に受 けていた号 棒	降格後の号棒			
	1 級	2 級	特2級	3 級
1	21	25	25	41

2	22	26	26	42
3	23	27	27	43
4	24	28	28	44
5	25	29	29	45
6	26	30	30	46
7	27	31	31	47
8	28	32	32	48
9	29	33	33	49
10	30	34	34	50
11	31	35	35	51
12	32	36	36	52
13	33	37	37	53
14	34	38	38	54
15	35	39	39	55
16	36	40	40	56
17	37	41	41	57
18	38	42	42	58
19	39	43	43	59
20	40	44	44	60
21	41	45	45	61
22	42	46	46	62
23	43	47	47	63
24	44	48	48	64
25	45	49	49	66
26	46	50	50	68
27	47	51	51	70
28	48	52	52	72
29	50	53	53	74
30	52	54	54	76
31	54	55	55	78

32	56	56	56	80
33	58	57	57	82
34	60	58	58	84
35	62	59	59	85
36	64	60	60	85
37	66	61	61	85
38	68	62	62	
39	70	63	63	
40	72	64	64	
41	74	65	65	
42	76	66	66	
43	78	67	67	
44	80	68	68	
45	81	69	69	
46	82	70	70	
47	83	71	71	
48	84	72	72	
49	86	73	73	
50	88	74	74	
51	90	75	75	
52	92	76	76	
53	95	77	77	
54	98	78	78	
55	101	79	79	
56	104	80	80	
57	107	81	81	
58	110	82	82	
59	113	83	83	
60	116	84	84	
61	121	85	86	

62	126	86	88	
63	131	87	90	
64	136	88	92	
65	141	89	93	
66	146	90	94	
67	151	91	95	
68	153	92	96	
69	153	93	99	
70	153	94	102	
71	153	95	105	
72	153	96	108	
73	153	97	109	
74	153	98	109	
75	153	99	109	
76	153	100	109	
77	153	101	109	
78	153	102	109	
79	153	103	109	
80	153	104	109	
81	153	106	109	
82	153	108	109	
83	153	110	109	
84	153	112	109	
85	153	114	109	
86	153	116		
87	153	118		
88	153	120		
89	153	125		
90	153	130		
91	153	135		

92	153	140		
93	153	142		
94	153	144		
95	153	149		
96	153	149		
97	153	149		
98	153	149		
99	153	149		
100	153	149		
101	153	149		
102	153	149		
103	153	149		
104	153	149		
105	153	149		
106	153	149		
107	153	149		
108	153	149		
109	153	149		
110	153			
111	153			
112	153			
113	153			
114	153			
115	153			
116	153			
117	153			
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			

122	153			
123	153			
124	153			
125	153			
126	153			
127	153			
128	153			
129	153			
130	153			
131	153			
132	153			
133	153			
134	153			
135	153			
136	153			
137	153			
138	153			
139	153			
140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			
145	153			
146	153			
147	153			
148	153			
149	153			

二 教育職給料表(降格時)俸対応表

降格した日 の前日に受 けていた号 俸	降格後の号俸			
	1 級	2 級	特2級	3 級
1	9	37	9	57
2	10	38	10	58
3	11	39	11	59
4	12	40	12	60
5	13	41	13	61
6	14	42	14	62
7	15	43	15	63
8	16	44	16	64
9	17	45	17	65
10	18	46	18	66
11	19	47	19	67
12	20	48	20	68
13	21	49	21	69
14	22	50	22	70
15	23	51	23	71
16	24	52	24	72
17	25	53	25	73
18	26	54	26	74
19	27	55	27	75
20	28	56	28	80
21	29	57	29	85
22	30	58	30	90
23	31	59	31	96
24	32	60	32	100
25	33	61	33	101
26	34	62	34	101
27	35	63	35	101
28	36	64	36	101

29	37	65	37	101
30	38	66	38	101
31	39	67	39	101
32	40	68	40	101
33	41	69	41	101
34	42	70	42	101
35	43	71	43	101
36	44	72	44	101
37	45	73	45	101
38	46	74	46	101
39	47	75	47	101
40	48	76	48	101
41	50	77	49	101
42	52	78	50	
43	54	79	51	
44	56	80	52	
45	59	81	53	
46	62	82	54	
47	65	83	55	
48	68	84	56	
49	69	85	57	
50	70	86	58	
51	71	87	59	
52	72	88	60	
53	74	89	61	
54	76	90	62	
55	78	91	63	
56	80	92	64	
57	82	93	65	
58	84	94	66	

59	86	95	67	
60	88	96	68	
61	91	97	69	
62	94	98	70	
63	97	99	71	
64	100	100	72	
65	107	101	73	
66	114	102	74	
67	121	103	75	
68	125	104	76	
69	125	105	77	
70	125	106	78	
71	125	107	79	
72	125	108	80	
73	125	109	82	
74	125	110	84	
75	125	111	86	
76	125	112	88	
77	125	114	89	
78	125	116	90	
79	125	118	91	
80	125	120	95	
81	125	121	99	
82	125	122	103	
83	125	123	107	
84	125	124	112	
85	125	125	114	
86	125	126	116	
87	125	127	117	
88	125	128	117	

89	125	130	117	
90	125	134	117	
91	125	138	117	
92	125	142	117	
93	125	146	117	
94	125	150	117	
95	125	153	117	
96	125	156	117	
97	125	158	117	
98	125	160	117	
99	125	161	117	
100	125	161	117	
101	125	161	117	
102	125	161		
103	125	161		
104	125	161		
105	125	161		
106	125	161		
107	125	161		
108	125	161		
109	125	161		
110	125	161		
111	125	161		
112	125	161		
113	125	161		
114	125	161		
115	125	161		
116	125	161		
117	125	161		
118	125			

119	125				
120	125				
121	125				
122	125				
123	125				
124	125				
125	125				
126	125				
127	125				
128	125				
129	125				
130	125				
131	125				
132	125				
133	125				
134	125				
135	125				
136	125				
137	125				
138	125				
139	125				
140	125				
141	125				
142	125				
143	125				
144	125				
145	125				
146	125				
147	125				
148	125				

149	125				
150	125				
151	125				
152	125				
153	125				
154	125				
155	125				
156	125				
157	125				
158	125				
159	125				
160	125				
161	125				

ホ 研究職給料表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受 けていた号 俸	降格後の号俸			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	33	17	21
2	26	34	18	22
3	27	35	19	23
4	28	36	20	24
5	29	37	21	25
6	30	38	22	26
7	31	39	23	27
8	32	40	24	28
9	33	41	25	29
10	34	42	26	30
11	35	43	27	31
12	36	44	28	32
13	37	45	29	33

14	38	46	30	34
15	39	47	31	35
16	40	48	32	36
17	41	50	33	38
18	42	52	34	40
19	43	54	35	42
20	44	56	36	44
21	46	58	37	46
22	48	60	38	48
23	50	62	39	50
24	52	64	40	52
25	53	67	41	54
26	54	70	42	58
27	55	73	43	61
28	56	76	44	64
29	59	77	46	67
30	62	78	48	70
31	65	79	50	73
32	68	80	52	73
33	70	84	53	73
34	72	88	54	73
35	74	92	55	73
36	76	96	56	73
37	78	99	58	73
38	80	102	60	73
39	82	106	62	73
40	84	110	64	73
41	85	115	67	73
42	86	120	70	73
43	87	121	74	73

44	88	121	78	73
45	90	121	82	73
46	92	121	86	73
47	94	121	89	73
48	96	121	92	73
49	97	121	94	73
50	98	121	96	73
51	99	121	97	73
52	100	121	97	73
53	101	121	97	73
54	102	121	97	73
55	103	121	97	73
56	104	121	97	73
57	107	121	97	73
58	110	121	97	73
59	113	121	97	73
60	116	121	97	73
61	118	121	97	73
62	120	121	97	73
63	121	121	97	73
64	121	121	97	73
65	121	121	97	73
66	121	121	97	73
67	121	121	97	73
68	121	121	97	73
69	121	121	97	73
70	121	121	97	73
71	121	121	97	73
72	121	121	97	73
73	121	121	97	73

74	121	121	121		
75	121	121	121		
76	121	121	121		
77	121	121	121		
78	121	121	121		
79	121	121	121		
80	121	121	121		
81	121	121	121		
82	121	121	121		
83	121	121	121		
84	121	121	121		
85	121	121	121		
86	121	121	121		
87	121	121	121		
88	121	121	121		
89	121	121	121		
90	121	121	121		
91	121	121	121		
92	121	121	121		
93	121	121	121		
94	121	121	121		
95	121	121	121		
96	121	121	121		
97	121	121	121		
98	121	121	121		
99	121	121	121		
100	121	121	121		
101	121	121	121		
102	121	121	121		
103	121	121	121		

104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

～ 医療職給料表(一)降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受 けていた号 俸	降格後の号俸		
	1 級	2 級	3 級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32

9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	46	41	49
26	48	42	50
27	50	43	51
28	52	44	52
29	56	45	53
30	60	46	54
31	64	47	55
32	65	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64

39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	

69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

ト 医療職給料表(二)降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受 けていた号 俸	降格後の号俸					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	21	17	13	17	13	13
2	22	18	14	18	14	14
3	23	19	15	19	15	15
4	24	20	16	20	16	16
5	25	21	17	21	17	17
6	26	22	18	22	18	18
7	27	23	19	23	19	19
8	28	24	20	24	20	20
9	29	25	21	25	21	21
10	30	26	22	26	22	22
11	31	27	23	27	23	23
12	32	28	24	28	24	24
13	33	29	25	29	25	25
14	34	30	26	30	26	26
15	35	31	27	31	27	27
16	36	32	28	32	28	28
17	37	33	29	33	29	29
18	38	34	30	34	30	30
19	39	35	31	35	31	31
20	40	36	32	36	32	32
21	41	37	33	37	33	34
22	42	38	34	38	34	36
23	43	39	35	39	35	38
24	44	40	36	40	36	40
25	45	41	37	41	37	42
26	46	42	38	42	38	44
27	47	43	39	43	39	46
28	48	44	40	44	40	48

29	50	45	41	45	41	52
30	52	46	42	46	42	56
31	54	47	43	47	43	67
32	56	48	44	48	44	80
33	58	49	45	50	45	82
34	60	50	46	52	46	84
35	62	51	47	54	47	85
36	64	52	48	56	48	85
37	65	53	49	57	50	85
38	66	54	50	58	52	85
39	67	55	51	59	54	85
40	68	56	52	60	56	85
41	71	57	53	63	59	85
42	74	58	54	66	62	85
43	77	59	55	69	65	85
44	80	60	56	72	69	85
45	82	61	57	76	73	85
46	84	62	58	80	77	85
47	85	63	59	84	81	85
48	85	64	60	90	85	85
49	85	65	61	96	89	85
50	85	66	62	102	92	85
51	85	67	63	105	93	85
52	85	68	64	105	93	85
53	85	70	65	105	93	85
54	85	72	66	105	93	85
55	85	74	67	105	93	85
56	85	76	68	105	93	85
57	85	78	69	105	93	85
58	85	80	70	105	93	85

59	85	82	71	105	93	85
60	85	84	72	105	93	85
61	85	91	74	105	93	85
62	85	98	76	105	93	
63	85	105	78	105	93	
64	85	105	80	105	93	
65	85	105	82	105	93	
66	85	105	84	105	93	
67	85	105	86	105	93	
68	85	105	88	105	93	
69	85	105	89	105	93	
70	85	105	90	105	93	
71	85	105	91	105	93	
72	85	105	92	105	93	
73	85	105	94	105	93	
74	85	105	113	105	93	
75	85	105	113	105	93	
76	85	105	113	105	93	
77	85	105	113	105	93	
78	85	105	113	105	93	
79	85	105	113	105	93	
80	85	105	113	105	93	
81	85	105	113	105	93	
82	85	105	113	105	93	
83	85	105	113	105	93	
84	85	105	113	105	93	
85	85	105	113	105	93	
86	85	105	113	105		
87	85	105	113	105		
88	85	105	113	105		

89	85	105	113	105		
90	85	105	113	105		
91	85	105	113	105		
92	85	105	113	105		
93	85	105	113	105		
94	85	105	113			
95	85	105	113			
96	85	105	113			
97	85	105	113			
98	85	105	113			
99	85	105	113			
100	85	105	113			
101	85	105	113			
102	85	105	113			
103	85	105	113			
104	85	105	113			
105	85	105	113			
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				
110		105				
111		105				
112		105				
113		105				

チ 医療職給料表(三)降格時号棒対応表

降格した日の 前日に受 けていた号 棒	降格後の号棒				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	17	25	13	17	21

2	18	26	14	18	22
3	19	27	15	19	23
4	20	28	16	20	24
5	21	29	17	21	25
6	22	30	18	22	26
7	23	31	19	23	27
8	24	32	20	24	28
9	25	33	21	25	29
10	26	34	22	26	30
11	27	35	23	27	31
12	28	36	24	28	32
13	29	37	25	29	33
14	30	38	26	30	34
15	31	39	27	31	35
16	32	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44
25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54

32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66
38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72
41	57	65	53	57	78
42	58	66	54	58	84
43	59	67	55	59	90
44	60	68	56	60	96
45	61	69	57	61	98
46	62	70	58	62	100
47	63	71	59	63	101
48	64	72	60	64	101
49	65	73	61	65	101
50	66	74	62	66	101
51	67	75	63	67	101
52	68	76	64	68	101
53	69	77	65	70	101
54	70	78	66	72	101
55	71	79	67	74	101
56	72	80	68	76	101
57	73	81	69	77	101
58	74	82	70	78	101
59	75	83	71	79	101
60	76	84	72	80	101
61	77	85	73	82	101

62	78	86	74	84	101
63	79	87	75	86	101
64	80	88	76	88	101
65	82	89	77	90	101
66	84	90	78	92	101
67	86	91	79	94	101
68	88	92	80	98	101
69	89	93	81	102	101
70	90	94	82	106	
71	91	95	83	110	
72	92	96	84	112	
73	94	97	85	113	
74	96	98	86	113	
75	98	99	87	113	
76	100	100	88	113	
77	102	101	89	113	
78	104	102	90	113	
79	106	103	91	113	
80	108	104	92	113	
81	112	107	93	113	
82	116	110	94	113	
83	120	113	95	113	
84	124	116	96	113	
85	127	120	98	113	
86	130	124	100	113	
87	133	128	102	113	
88	136	132	104	113	
89	140	135	105	113	
90	144	140	106	113	
91	148	145	107	113	

92	152	150	110	113	
93	156	153	113	113	
94	160	153	116	113	
95	164	153	119	113	
96	168	153	122	113	
97	169	153	125	113	
98	169	153	125	113	
99	169	153	125	113	
100	169	153	125	113	
101	169	153	125	113	
102	169	153	125		
103	169	153	125		
104	169	153	125		
105	169	153	125		
106	169	153	125		
107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			

122	169	153			
123	169	153			
124	169	153			
125	169	153			
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				

152	169			
153	169			

備考
これらの表の降格後の号俸欄中「I級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(降格の場合の号俸の特例)

2 この規則の施行の日以後に教育職給料表(一)の職務の級四級から二級又は三級から二級若しくは教育職給料表(二)の職務の級四級から二級又は三級から二級に職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、当分の間、改正後の規則七―三十三第二十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

人事委員会規則七―三十六(産業教育手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―三十六―十二

人事委員会規則七―三十六(産業教育手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―三十六(産業教育手当)の一部を次のように改正する。

第四条の二を次のように改める。

第四条の二 給与条例附則第三十五項、第三十八項、第四十項又は第四十一項の規定による給料を支給される職員に対する前条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第三十五項、第三十八項、第四十項又は第四十一項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―三十八(通勤手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―三十八―二十五

人事委員会規則七―三十八(通勤手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―三十八(通勤手当)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

第十五条の三第二項第一号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―四十(定時制通信教育手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―四十一―十三

人事委員会規則七―四十(定時制通信教育手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―四十(定時制通信教育手当)の一部を次のように改正する。

第二条の二を次のように改める。

第二条の二 給与条例附則第三十五項、第三十八項、第四十項又は第四十一項の規定による給料を支給される職員に対する前条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第三十五項、第三十八項、第四十項又は第四十一項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―四十一(初任給調整手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―四十一―二十八

人事委員会規則七―四十一―(初任給調整手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―四十一―(初任給調整手当)の一部を次のように改正する。

第六条中「別表」を「別表第一」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

(給与条例附則第三十二項の規定を受ける職員の支給期間及び支給額)

第六条の二 給与条例附則第三十二項の規定の適用を受ける職員に対する前条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第一」とあるのは、「別表第二」とする。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二(第六条の二関係)

期間の区分	職員の区分	2項職員
1年未満		24,700 円
1年以上 2年未満		23,300
2年以上 3年未満		21,900
3年以上 4年未満		20,500
4年以上 5年未満		19,100
5年以上 6年未満		17,700
6年以上 7年未満		16,300
7年以上 8年未満		14,900
8年以上 9年未満		13,500
9年以上 10年未満		12,100
10年以上 11年未満		10,700
11年以上 12年未満		9,300
12年以上 13年未満		7,900
13年以上 14年未満		6,500
14年以上 15年未満		5,100

備考
 1 この表において期間の区分の欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
 2 この表において「2項職員」とは、第2条第2項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―四十四―(農林漁業普及指導手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―四十四―二十二

人事委員会規則七―四十四―(農林漁業普及指導手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―四十四―(農林漁業普及指導手当)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「法第二十八条の五第一項」を「法第二十二條の四第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―五十三―(地域手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―五十三―二十八

人事委員会規則七―五十三―(地域手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―五十三―(地域手当)の一部を次のように改正する。

第十四条中「附則第三十四項」を「附則第三十項」に改める。

附則第二項中「附則第三十四項」を「附則第三十項」に改める。

附則第三項中「附則第三十四項」を「附則第三十項」に、「附則第七項」を「附則第五項」に改める。

附則第四項中「附則第三十四項」を「附則第三十項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七―六十一―(住居手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

○人事委員会規則七―六十一―八

委員長 西 條 力

人事委員会規則七―六十一―八(住居手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―六十一―八(住居手当)の一部を次のように改正する。

第四条中「法第二十八条の四第一項又は法第二十八条の五第一項の規定により採用された職員」を「給与条例第五條第十一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―六十二(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―六十二―四十

人事委員会規則七―六十二(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―六十二(特勤勤務手当等)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(給与条例附則第三十二項の規定を受ける職員の特勤勤務手当基礎額)

第三条の二 給与条例附則第三十二項の規定の適用を受ける職員であつて、第二条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

2 給与条例附則第三十二項の規定の適用を受ける職員のうち、第二条第三項各号又は第四項各号に掲げる職員であるものの同条第一項の特勤勤務手当基礎額は、前項並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

第四条第二項中「この条」の下に「及び第五条の二」を加える。

第五条第四項第一号中「から第三項まで」を「及び第二項(同条第三項及び次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。)並びに次条第二項」に改め、同項第二号及び第三号中「から第三項まで」を「及び第二項並びに次条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

の一条を加える。

の一条を加える。

(給与条例附則第三十二項の規定の適用を受ける職員の特勤勤務手当に準ずる手当の月額)

第五条の二 給与条例附則第三十二項の規定の適用を受ける職員であつて、給与条例第十二条の第三項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

2 給与条例附則第三十二項の規定の適用を受ける職員のうち、第四条第三項各号に掲げる職員であるものの特勤勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第三項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則

人事委員会規則七―七十八(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―七十八―十六

人事委員会規則七―七十八(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―七十八(義務教育等教員特別手当)の一部を次のように改正する。

第三条各号列記以外の部分中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、同条

第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは」を「第二十二條の四第一項、」に、「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(給与条例附則第三十二項の規定の適用を受ける職員の支給額)

第三条の二 給与条例附則第三十二項の規定の適用を受ける職員に対する前条の規定の適用については、当分の間、同条各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

別表第一再任用職員等以外の職員の欄及び再任用職員等の欄中「再任用職員等」を「定年前再任用職員等」に改める。

別表第二再任用職員等以外の職員の欄及び再任用職員等の欄中「再任用職員等」を「定年前再任用職員等」に改める。

「臨時職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。))附則第九条第二項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。)は、法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員とみなして、改正後の規則七十七八第三條の規定を適用する。この場合において、暫定再任用職員のうち改正法附則第四條第一項又は第二項の規定により採用された職員については改正後の規則七十七八第三條の規定を適用するときは、同条各号列記以外の部分中「額(法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に職員勤務時間条例第二条第三項及び第四項又は学校職員勤務時間条例第三条第三項及び第四項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、)」とあるのは、「額(」とする。

(雑則)

3 前項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

人事委員会規則七―百六(単身赴任手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―百六―十三

人事委員会規則七―百六(単身赴任手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―百六(単身赴任手当)の一部を次のように改正する。

第五條第三項第一号イを次のように改める。

イ 法第二十二條の四第一項の規定による採用(法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、規則七―百六第二條に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが規則七―百六第三條に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。))附則第九条第二項に規定する暫定再任用職員をいう。)は、給与条例第十一条の八第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

一 改正法附則第四條第一項又は第六條第一項の規定による採用(改正法による改正前の地方公務員法(昭和二十八年法律第二百六十一号)(以下「旧法」という。))第二十八條の二第一項の規定により退職した日(旧法第二十八條の三又は改正法附則第三條第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は改正法附則第四條第一項又は第六條第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

二 改正法附則第四條第二項又は第六條第二項の規定による採用(法第二十八條の六第一項の規定により退職した日(法第二十八條の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び法第二十二條の四第一項又は改正法附則第四條第二項若しくは第六條第二項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。))の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

3 改正法附則第四條第二項又は第六條第二項の規定により採用された後退職した日の翌日に法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員に対する改正後の規則七―百六第五條第三項の規定の適用については、同項第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四條第二項又は第六條第二項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。)」とする。

4 この規則の施行の日前に、改正前の規則七―百六第五條第三項第一号イに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

5 附則第二項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

人事委員会規則七―百九(管理職員特別勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―百九―五

人事委員会規則七―百九(管理職員特別勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―百九(管理職員特別勤務手当)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「規則七―十八(管理職手当)」を「次号に掲げる職員以外の規則七―十八(管理職手当)」に改め、同条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 定年前再任用短時間勤務職員(給与条例第五條第十一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。)である規則七―十八別表第一に掲げる職を占める職員(以下「二号職員」という。)

次に掲げる二号職員の占める職に係る規則七―十八別表第一の職欄の区分に対応する同表の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 一万一千円

ロ 二種及び三種 九千円

ハ 四種 七千円

ニ 五種及び六種 五千円

ホ 七種 三千円

第二条第一項中「一号職員の占める職に係る規則七―十八別表第一の職欄の区分に対応する同表の区分欄に定める」を「職員の」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 一号職員 次に掲げる一号職員の占める職に係る規則七―十八別表第一の職欄の区分に対応する同表の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 六千円

ロ 二種及び三種 五千円

ハ 四種 四千円

ニ 五種及び六種 三千円

ホ 七種 二千円

第二条第一項第二号を次のように改める。

二 二号職員 次に掲げる二号職員の占める職に係る規則七―十八別表第一の職欄の区分に対応する同表の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 五千五百円

ロ 二種及び三種 四千五百円

ハ 四種 三千五百円

ニ 五種及び六種 二千五百円

ホ 七種 千五百円

第二条第一項第三号から第五号までを削り、同条第二項中「一号職員」の下に「又は二号職員」を加える。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(給与条例附則第三十二項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

2 給与条例附則第三十二項の規定の適用を受ける職に対する第一条第一項及び第二条第一項の規定の適用については、当分の間、第一条第一項第一号及び第二条第一項第一号中「額」とあるのは、「額に百分の七十を乗じて得た額」(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第九條第二項に規定する暫定再任用職員は、給与条例第五條第十一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則七―百九第一條第一項及び第二條の規定を適用する。

(雑則)

3 前項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

人事委員会規則七―百二十二(短時間勤務職員の給料月額等の端数計算)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―百二十一―六

人事委員会規則七―百二十二(短時間勤務職員の給料月額等の端数計算)の一部を改正する規則

則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―百二十二(短時間勤務職員の給料月額等の端数計算)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

短時間勤務職員等の給料月額の端数計算

本則第一号を次のように改める。

- 一 給与条例第五号第十一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 給与条例第五号第十一項本則第二号中「育児短時間勤務職員等のうち前号に掲げる職員以外のもの」を「育児休業法第十四条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（附則第二項において「育児短時間勤務職員等」という。）」に改める。

本則に次の一号を加える。

- 三 育児休業法第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用された職員 任期付職員条例第四条の三附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

- （給与条例附則第三十二項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額の端数計算）
- 2 給与条例附則第三十七項の規定により読み替えられた給与条例附則第三十二項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- （暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算）
- 2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。
 - 一 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員をいう。）
 - 職員との給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年宮城県条例第五十四号。以下「改正給与条例」という。） 附則第五項
 - 二 育児休業法第十号第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用職員（改正給与条例附則第三項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用職員を含む。） 改正給与条例附則第四項の規定により読み替えられた改正給与条例附則第三項

人事委員会規則七―百三十五（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二項に規

定する規則で定める額）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―百三十五―二

人事委員会規則七―百三十五（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二項に規定する規則で定める額）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年宮城県条例第十五号）に基づき、人事委員会規則七―百三十五（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二項に規定する規則で定める額）の一部を次のように改正する。

本則中「第五条の二第二号」を「第五条の二第二項第二号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づく人事委員会規則七―百四十一（給与条例附則第三十五項の規定による給料等）をここに公布する。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―百四十一

給与条例附則第三十五項の規定による給料等

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、この規則を制定する。

（趣旨）

第一条 この規則は、給与条例附則第三十二項の規定による給料月額、給与条例附則第三十三項の規定による通知及び給与条例附則第三十五項、第三十八項、第四十項又は第四十一項の規定による給料に關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 管理監督職 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職をいう。
- 二 異動期間 法第二十八条の二第一項に規定する異動期間（法第二十八条の五第一項から第四項

までの規定により延長された期間を含む。)をいう。

三 特例任用後降任等職員 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、給与条例附則第三十五項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第一項特例任用職員(法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)又は第三項特例任用職員(同条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であつたものをいう。

四 特定日 給与条例附則第三十二項に規定する特定日をいう。

五 降格 規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)第二条第三号に規定する降格のうち、

法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。

六 初任給基準異動 給与条例第四条第一項の給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない規則七―三十三別表第六に定める初任給基準表(第八条第一項第一号において「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

七 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。

八 上限額 給与条例第五条第二項の規定により職員が属する職務の級における最高の号俸の給料月額(育児休業法第十条第一項又は第十七条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。))をしている職員にあつては、当該給料月額に職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をいう。

九 その者の号俸等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号俸をいう。

(職員への通知)

第三条 任命権者は、給与条例附則第三十二項又は第三十四項の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなった場合には、人事委員会の定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。

(給与条例附則第三十五項の人事委員会規則で定める職員)

第四条 給与条例附則第三十五項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)のうち、次に掲げる職員

イ 異動日以後に初任給基準異動をした職員

ロ 異動日から特定日までの間に降格をした職員

ハ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)

ニ 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員又は人事委員会の定めるところに準ずる職員

二 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた職員

(給与条例附則第三十八項の人事委員会規則で定める職員)

第五条 給与条例附則第三十八項の人事委員会規則で定める職員は、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、給与条例附則第四十項又は第四十一項の規定による給料を支給される職員に準ずる職員として人事委員会が定める者(第十三条において「第五条特定任命職員」という。)とする。

(他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第四十項の規定による給料の支給)

第六条 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第三十二項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第六条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員(第三項の規定の適用を受ける職員を除く。))を除く。)

一 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員(第四号に掲げる職員を除く。)

異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合(給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額

二 異動日から特定日までの間に降格をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号俸等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号俸等に対応する給料月額との差額（降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額

四 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

五 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第六条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第六条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第四十項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第四十項の規定による給料の支給）

第七条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日（法第二十八条の五第一項から第四項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第三十二項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この項において「第七条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第一項第一号から第五号まで、第三項及び第四項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第七条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第四十項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第八条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第三十二項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日以後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第八条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第八条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第四十項の規定による給料として支給する。

一 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給

料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号俸等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年宮城県条例第三号）第九条第三項の規定による他の管理監督職への降任等に伴って行われるものを除く。以下この号において同じ。）をした職員（第四号に掲げる職員を除く。）異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号俸等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号俸等に対応する給料月額との差額（降格を二回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

五 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する異動日

の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第八条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて、第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第八条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第四十項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第四十一項の規定による給料の支給）
 第九条 降任等相当給料表異動（法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを用い。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第四項において同じ。）であつて、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第三十二項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第九条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第九条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第四十一項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第九条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第九条基礎給料月額、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第三十二項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第四十一項の規定による給料として支給する。

一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

二 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした職員

三 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

四 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

第十条 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第三十二項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第十条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第四十一項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第十条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第三十二項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第四十一項の規定による給料として支給する。

一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

二 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員の定年等に関する条例第九条第三項の規定による他の管理監督職への降任等に伴つて行われるものを除く。）をした職員

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第四十一項の規定による給料の支給）
 第十一条 特例任用期間降格等職員（第三項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員の定年等に関する条例第九条第三項の規定による他の管理監督職への降任等に伴つて行われるものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となつた職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第三十二項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十一条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となつた日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第十一条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第四十一項の規定による給料として支給する。

一 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となつた日の前日のその者の号俸等に

対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合には、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十一条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第十一条基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条則第三十二項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、給与条則第四十一項の規定による給料として支給する。

一 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に規則七―三十三第二条第二号に規定する昇格をした職員

二 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員

三 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員の定年等に関する条例第九条第三項の規定による他の管理監督職への降任等に伴って行われるものを除く。）をした職員

四 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
五 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（人事交流等職員に対する給与条則第四十一項の規定による給料の支給）

第十二条 規則七―三十三第十七条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であつたものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条則第三十二項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が六十歳に達した日以後における最初の四月一日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であつたものとして給与条則第三十二項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十二条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第十二条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条則第四十一項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十二条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日以後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第十二条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条附則第三十二項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条附則第四十一項の規定による給料として支給する。

一 かつて第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き規則七―三十三第十七条各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となつたもの及びこれに準ずるもの

二 人事交流等職員となつた日後に給料表異動等をした職員

三 人事交流等職員となつた日から特定日までの間に降格をした職員

四 人事交流等職員となつた日（特定日前に人事交流等職員となつた場合にあつては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員

五 人事交流等職員となつた日以後に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（第五条特定任命職員に対する給与条附則第四十一項の規定による給料の支給）

第十三条 第五条特定任命職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条附則第四十一項の規定による給料として支給する。

（この規則により難い場合の措置）

第十四条 給与条附則第三十五項、第三十八項、第四十項又は第四十一項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができるとができる。

（雑則）

第十五条 この規則に定めるもののほか、給与条附則第三十二項の規定による給料月額その他同項及び給与条附則第三十四項の規定の施行、給与条附則第三十三項の規定による通知、給与条附則第三十五項、第三十八項、第四十項又は第四十一項の規定による給料の支給並びにこの規則の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則八一七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員 長 西 條 力

○人事委員会規則八一七―二十一

人事委員会規則八一七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則
人事委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年宮城県条例第十二号）に基づき、人事委員会規則八一七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を次のように改正する。
第二条（見出しを含む）中「第二条第四号イ(2)」を「第二条第五号イ(2)」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則八一八（職員の自己啓発等休業に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員 長 西 條 力

○人事委員会規則八一八―五

人事委員会規則八一八（職員の自己啓発等休業に関する規則）の一部を改正する規則
人事委員会は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年宮城県条例第八十九号）に基づき、人事委員会規則八一八（職員の自己啓発等休業に関する規則）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第二号中「（懲戒免職の処分を除く。）」を削り、同項第三号ロ中「法第二十八条の二第一項」を「法第二十八条の六第一項」に、「同法第二十八条の三第一項」を「法第二十八条の七第一項」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第三条第五項に規定する旧地方公務員法勤務延長期限若しくは同条第六項の規定により延長された期限の到来により退職した場合又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則九一二（職員の定年等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則九―二―

人事委員会規則九―二―(職員の定年等)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年宮城県条例第三号)に基づき、人事委員会規則九―二―(職員の定年等)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第五項の規定に基づき、職員の定年等の実施」を「の施行」に改める。

第二条第二項中「勤務延長の期限の延長について」を「条例第四条第一項ただし書及び第二項に規定する」に改める。

第四条の見出しを「(勤務延長に係る辞令書の交付)」に改め、同条中「一」を「いずれかに」に改める。

第五条の見出しを「(勤務延長に係る状況の報告)」に改め、同条中「六月」を「五月」に改め、「勤務延長」の下に「(条例第四条第一項ただし書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。)の事由及び期限」を加える。

第六条を第十二条とし、第五条の次に次の六条を加える。

(管理監督職に含まれる職)

第六条 条例第六条第三号に規定する人事委員会規則で定める職は、条例第六条第一号に掲げる職以外の職で次に掲げる職とする。

一 行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)第二十二條第一項に掲げる総括課長補佐、

総括室長補佐及び総括技術補佐

二 行政組織規則第二十二條第五項に掲げる副参事、技術副参事及び総括専門検査員

三 行政組織規則第二十七條第一項に掲げる総括次長、総括技術次長、副園長、副校長及び部長

四 行政組織規則第二十七條第二項又は第三項に掲げる総括次長及び総括技術次長

五 行政組織規則第二十七條第七項に掲げる総括研究員

六 行政組織規則第六十七條第四項に掲げる所長

七 企業局組織規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第一号)第十一條第一項に掲げる総括課長補佐及び総括技術補佐

八 企業局組織規程第十一條第四項に掲げる副参事及び技術副参事

九 企業局組織規程第十二條第三項に掲げる総括次長及び総括技術次長

十 宮城県議会議事事務局処務規程(昭和五十一年宮城県議会議訓令第一号)第四条第一項に掲げる総括課長補佐

十一 宮城県議会議事事務局処務規程第四条第二項に掲げる副参事

十二 宮城県教育委員会行政組織規則(昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号)第十七條第一項に掲げる総括課長補佐、総括室長補佐及び総括技術補佐

十三 宮城県教育委員会行政組織規則第十八條第一項、第二十四條の二第一項、第二十九條の二第一項又は第三十八條第一項に掲げる副参事及び技術副参事

十四 宮城県教育委員会行政組織規則第二十三條第一項又は第三十六條第一項に掲げる総括次長

十五 宮城県教育委員会行政組織規則第三十七條第一項に掲げる総括研究員

十六 市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置基準を定める規則(昭和五十一年宮城県教育委員会規則第十七号)第三條第二項に掲げる副参事

十七 教育職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が特二級又は三級であるものの職

十八 教育職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が特二級又は三級であるものの職

十九 宮城県選挙管理委員会規程(昭和二十三年宮城県選挙管理委員会告示第四十一号)第十五條

第一項第一号に掲げる事務局長及び総括次長

二十 宮城県選挙管理委員会規程第十五條第二号に掲げる支局長、副支局長及び支局総括次

長

二十一 宮城県選挙管理委員会規程第十五條第二項に掲げる副参事

二十二 人事委員会事務局組織規則(昭和五十年宮城県人事委員会規則二―三)第四条第一項に掲げる総括課長補佐

二十三 人事委員会事務局組織規則第四条第二項に掲げる副参事

二十四 宮城県監査委員事務局処務規程(昭和五十八年宮城県監査委員訓令第一号)第五条第一項に掲げる総括課長補佐

二十五 宮城県監査委員事務局処務規程第五条第三項に掲げる副参事及び技術副参事

二十六 宮城県労働委員会事務局処務規程(昭和六十年宮城県訓令第一号)第四条第二項に掲げる総括課長補佐

二十七 宮城県労働委員会事務局処務規程第四条第三項に掲げる副参事

二十八 宮城県取用委員会運営規則(昭和四十七年宮城県取用委員会規則第一号)第十一條第二項に掲げる事務局長及び総括次長

二十九 宮城県海区漁業調整委員会規程(昭和三十九年宮城県海区漁業調整委員会規程第一号)第八条

第二項に掲げる事務局長及び総括次長

三十 警察本部(県警察本部の内部組織に関する条例(昭和二十九年宮城県条例第三十一号)により設けられた部及び警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十四條第一項に規定する警察

学校をいう)、市警察部(警察法第五十二條第一項に規定する市警察部をいう)又は警察署(警

署をいう)の職員に就くものとして、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十四條第一項に規定する警察

学校をいう)、市警察部(警察法第五十二條第一項に規定する市警察部をいう)又は警察署(警

署をいう)の職員に就くものとして、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十四條第一項に規定する警察

学校をいう)、市警察部(警察法第五十二條第一項に規定する市警察部をいう)又は警察署(警

察法第五十三条第一項に規定する警察署をいう。)の副参事及び技術副参事

三十一 宮城県警察組織規則(昭和三十七年宮城県公安委員会規則第二号)第三条第四項に掲げる組織の隊長、室長及び所長

三十二 宮城県警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の副隊長、副室長及び副所長

三十三 宮城県警察組織規則第十七条第六項に掲げるデジタル化推進調査官、採用調査官、少年相談指導官及び科学捜査研究所の副所長

(降任等に係る辞令書の交付)

第七条 任命権者は、条例第八条第一項に規定する他の職への降任等を行う場合には、職員にその旨を明示した辞令書を交付するものとする。

(異動期間の延長)

第八条 条例第十条に規定する職員の同意は、書面によつて得るものとする。

2 任命権者は、条例第九条第二項又は第四項に規定する人事委員会の承認を求める場合の申請書には、前項に規定する職員の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(異動期間の延長に係る辞令書の交付)

第九条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した辞令書を交付するものとする。

一 異動期間を延長する場合

二 異動期間の期限を繰り上げる場合

(異動期間の延長に係る状況の報告)

第十条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の四月二日からその年の四月一日までの間に条例第九条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第十一条 条例第十二条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用(同条の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。)をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

2 この規則による改正後の人事委員会規則九十二(職員の定年等)第二条から第五条までの規定は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年宮城県条例第四十九号。以下「改正条例」という。)附則第二条の規定による勤務延長(改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例(昭和五十九年宮城県条例第三号。以下この項、次項及び附則第六項において「新条例」という。)第四条の規定により引き続いて勤務させることをいう。)について準用する。

3 改正条例附則第二項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(新条例第三条に規定する定年をいう。以下この項及び次項において同じ。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、改正条例による改正前の職員の定年等に関する条例(次項において「旧条例」という。)第三条に規定する定年)を超える職(当該職に係る定年が新条例第三条に規定する定年である職に限る。)とする。

一 基準日以後に新たに設置された職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

4 改正条例附則第二項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧条例第三条に規定する定年)に達している職員とする。

(暫定再任用)

5 改正条例附則第三条第一項及び第二項並びに第四条第一項及び第二項の人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 暫定再任用(改正条例附則第三条第一項若しくは第二項又は第四条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。以下この項において同じ。)を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職、人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

6 改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項から第八項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において

て、基準日における定年相当年齢（新条例第十二条に規定する短時間勤務の職（以下この項において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第三条に規定する定年をいう。以下この項から第八項までにおいて同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が新条例第三条に規定する定年であるものに限る。）とする。

- 一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

7 改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

8 改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第六項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）とする。

人事委員会規則十一三（職員の苦情相談に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則十一三一

人事委員会規則十一三（職員の苦情相談に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第八条第五項の規定に基づき、人事委員会規則十一三（職員の苦情相談に関する規則）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第二十八条の四又は第二十八条の五」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による採用は、この規則による改正後の規則十一三（職員の苦情

相談に関する規則）第二条第一項第二号に規定する法第二十二条の四第一項の規定に基づく採用とみなす。

人事委員会規則十二一〇（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則十二一〇一七

人事委員会規則十二一〇（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年宮城県条例第六号）に基づき、人事委員会規則十二一〇（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

（給与条例附則第三十二項の規定の適用を受ける一般の派遣職員の給与）

3 一般の派遣職員が給与条例附則第三十二項の規定の適用を受ける職員となつた場合には、当分の間、第四条第六項及び第七項の規定にかかわらず、当該職員となつた日を派遣の日の前日とみなし、給与の支給割合を同条第一項から第五項までの規定により再決定するものとする。

4 前項の規定により支給割合を再決定された一般の派遣職員に対する第四条第七項及び第八項の規定の適用については、同条第七項中「又は前項」とあるのは、「前項又は附則第三項」と、同条第八項中「及び前項」とあるのは、「前項及び附則第三項」とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則十四一〇（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則十四一〇一

人事委員会規則十四一〇（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の退職管理に関する条例（平成二十七年宮城県条例第八十号）に基づき、人事委員会規則十四一〇（職員の退職管理に関する規則）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二号中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により職員として採用された場合は、この規則による改正後の規則十四一〇（職員の退職管理に関する規則）第二十三条第二号に規定する法第二十二條の四第一項の規定により職員として採用された場合とみなす。

○人事委員会告示第三号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成二十七年人事委員会告示第八号（人事委員会の権限（給料等の支給）の一部委任）の一部を次のように改正した。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

一 二に次のように加える。

(3) 人事委員会規則七一〇―二十二（人事委員会規則七一〇（給料等の支給）の一部を改正する規則）附則第三項に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

二 この告示の効力の発生する日

令和五年四月一日

○人事委員会告示第四号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成九年人事委員会告示第七号（人事委員会の権限（勤勉手当）の一部委任）の一部を次のように改正した。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

一 二に次のように加える。

(八) 人事委員会規則七一五―四十三（人事委員会規則七一五（勤勉手当）の一部を改正する規則）附則第三項に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

二 この告示の効力の発生する日

令和五年四月一日

○人事委員会告示第五号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、昭和六十一年人事委員会告示第三号（人事委員会の権限（給料の調整額）の一部委任）の一部を次のように改正した。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

一 二に次のように加える。

(八) 人事委員会規則七一六―五十一（人事委員会規則七一六（給料の調整額）の一部を改正する規則）附則第六項に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

二 この告示の効力の発生する日

令和五年四月一日

○人事委員会告示第六号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成十九年人事委員会告示第三号（人事委員会の権限（管理職手当）の一部委任）の一部を次のように改正した。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

一 二に次のように加える。

(6) 人事委員会規則七一八―六十九（人事委員会規則七一八（管理職手当）の一部を改正する規則）附則第四項に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

二 この告示の効力の発生する日

令和五年四月一日

○人事委員会告示第七号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成十五年人事委員会告示第一号（人事委員会の権限（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部委任）の一部を次のように改正した。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

一 二の(2)中「号俸」を「人事委員会が定めることとされている事項」に改め、二に次のように加える。

(35) 人事委員会規則七―三十三―七十一（人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則）附則第二項に規定する人事委員会が定めることとされている事項を定めること。

二 この告示の効力の発生する日

令和五年四月一日

○人事委員会告示第八号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成二十三年人事委員会告示第十一号（人事委員会の権限（地域手当）の一部委任）の一部を次のように改正した。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

一 二の(5)中「附則第三十四項」を「附則第三十項」に改める。

二 この告示の効力の発生する日

令和四年十二月十六日

○人事委員会告示第九号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、昭和四十五年人事委員会告示第四号（人事委員会の権限（特地勤務手当等）の一部委任）の一部を次のように改正した。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

一 二の(五)を同(七)とし、同(四)を同(六)とし、同(三)を同(四)とし、同(二)を同(三)とし、その次に次のように加

える。

(四) 規則七―六十二―第五条の二第二項に規定する人事委員会の定めるところを定めること。

二の(一)の次に次のように加える。

(二) 規則七―六十二―第三条の二第二項に規定する人事委員会の定めるところを定めること。

二 この告示の効力の発生する日

令和五年四月一日

○人事委員会告示第十号

人事委員会の権限（義務教育等教員特別手当）の一部委任

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、人事委員会規則七―七十八（義務教育等教員特別手当）に定める人事委員会の権限の一部の委任に関し、次のように決定した。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

一 受任者

宮城県人事委員会事務局長

二 委任する権限

人事委員会規則七―七十八―十六（人事委員会規則七―七十八（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則）附則第三項に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

三 委任の効力の発生する日

令和五年四月一日

○人事委員会告示第十一号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成二年人事委員会告示第三号（人事委員会の権限（単身赴任手当）の一部の委任）の一部を次のように改正した。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

一 二に次のように加える。

(五) 人事委員会規則七―百六―十三（人事委員会規則七―百六（単身赴任手当）の一部を改正する

規則) 附則第五項に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。
二 この告示の効力の発生する日
令和五年四月一日

○人事委員会告示第十二号

人事委員会は、人事委員会規則二一二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、平成三年人事委員会告示第四号(人事委員会の権限(管理職員特別勤務手当)の一部の委任)の一部を次のように改正した。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

一 二を次のように改める。

(1) 人事委員会規則七―百九第三条に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

(2) 人事委員会規則七―百九―五(人事委員会規則七―百九(管理職員特別勤務手当)の一部を改正する規則) 附則第三項に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

二 この告示の効力の発生する日

令和五年四月一日

○人事委員会告示第十三号

人事委員会の権限(給与条例附則第三十五項の規定による給料等)の一部委任

人事委員会は、人事委員会規則二一二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、人事委員会規則七―百四十一(給与条例附則第三十五項の規定による給料等)に定める人事委員会の権限の一部の委任に関し、次のように決定した。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

一 受任者

宮城県人事委員会事務局長

二 委任する権限

(1) 第三条に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。

(2) 第四条第一号二に規定する人事委員会の定めるこれに準ずる職員について定めること。

(3) 第五条に規定する人事委員会が定める者について定めること。
(4) 第六条第一項第四号に規定する人事委員会の定めるこれに準ずる職員及び人事委員会の定める額について定めること。

(5) 第六条第四項に規定する人事委員会の定める日及び人事委員会の定める額について定めること。
(6) 第八条第一項第四号に規定する人事委員会の定めるこれに準ずる職員及び人事委員会の定める額について定めること。

(7) 第八条第四項に規定する人事委員会の定める日及び人事委員会の定める額について定めること。
(8) 第九条第四項に規定する人事委員会の定める日及び人事委員会の定める額について定めること。
(9) 第九条第四項第四号に規定する人事委員会の定めるこれに準ずる職員について定めること。

(10) 第十条第四項に規定する人事委員会の定める日及び人事委員会の定める額について定めること。
(11) 第十条第四項第四号に規定する人事委員会の定めるこれに準ずる職員について定めること。
(12) 第十一条第四項に規定する人事委員会の定める日及び人事委員会の定める額について定めること。

(13) 第十一条第四項第五号に規定する人事委員会の定めるこれに準ずる職員について定めること。
(14) 第十二条第四項に規定する人事委員会の定める日及び人事委員会の定める額について定めること。

(15) 第十二条第四項第五号に規定する人事委員会の定めるこれに準ずる職員について定めること。
(16) 第十三条に規定する人事委員会の定める日及び人事委員会の定める額について定めること。
(17) 第十四条に規定する別段の取扱いをすることを承認すること。

(18) 第十五条に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。
三 委任の効力の発生する日
令和五年四月一日

○人事委員会告示第十四号

人事委員会は、人事委員会規則二一二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、昭和五十九年人事委員会告示第二号(人事委員会の権限(職員の定年等)の一部委任)の一部を次のように改正した。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

一 二の四中「第六条」を「第十二条」に改め、(四)を(五)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況について、規

則第十条に規定する報告を受けること。

二 この告示の効力の発生する日

令和五年四月一日

○人事委員会告示第十五号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、昭和六十三年人事委員会告示第一号（人事委員会の権限（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部の委任）の一部を次のように改正した。

令和四年十二月十六日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

一 二の四中「第四条第三項第一号」を「第四条第三項」に改める。

二 この告示の効力の発生する日

令和四年十二月十六日